

しょうがいしゃぎやくたい 障害者を虐待から

まも
守りましょう！

し 知っていますか？ 「障害者虐待防止法」



絶対にあってはならない障害者への虐待

虐待は障害者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。障害者の虐待は――

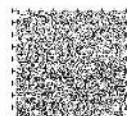
- 特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をしている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

そのため、虐待を防ぐためには、住民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。



虐待に気づいたら すみやかに通報を

障害者虐待に気づいた人には、市の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などがかかる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。



ひろしましけんこうふくじきょく
広島市健康福祉局

しょうがいふくしあん しょうがいふくしき
障害福祉部 障害福祉課

(平成24年10月)

障害者虐待防止法って どんな法律？

②

障害者のあたりまえの生活を守る法律です

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）【平成24年10月1日施行】は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。



対象となる障害者とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人などで、障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人が対象となります。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による 障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居人などによる虐待のことです。



障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



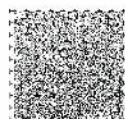
使用者による 障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。



通報や届け出をした人について

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。



こんなことが虐待に ～障害者虐待の例～

身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

たとえば…

- 平手打ちにする ●殴る ●蹴る
- つねる ●縛りつける ●閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる

こんなサインが

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざなどの説明が変化する。など



性的虐待

障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

たとえば…

- 性交 ●性器への接触 ●裸にする
- キスをする ●障害者にわいせつな話を
する、映像を見せる

こんなサインが

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。など



心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

たとえば…

- 怒鳴る ●ののしる ●悪口言う
- 仲間に入れない ●子どももあつかいする ●わざと無視する

こんなサインが

- おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。など



放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

たとえば…

- 十分な食事を与えない ●不潔な住環境で生活させる ●必要な医療や福祉サービスを受けさせない

こんなサインが

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。など



経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

たとえば…

- 年金や賃金を渡さない ●勝手に財産や預貯金を使う ●日常生活に必要な金銭を与えない

こんなサインが

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができない。など



「虐待される人」「虐待してしまう人」 の両方を救うために

養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者に対するサポート例



<負担を軽くする>

障害者の短期入所など障害福祉のサービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

<知識や技術を増やす>

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報を提供する。

<心のケアをする>

カウンセリングの利用や家族会への参加などで、精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

<専門的な支援をする>

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

「広島市障害者虐待防止センター」にご相談ください！

障害者の虐待にかかる通報や届け出、支援などの相談は、広島市障害者虐待通報ダイヤルまでお寄せください。障害者の虐待をなくすために、あなたの協力をお願いいたします。



広島市障害者虐待通報ダイヤル (24 時間受付)

TEL: 082-542-5300 FAX: 082-542-5311

E-mail: sg-tsuhoh@city.hiroshima.lg.jp

(障害者虐待通報)

*くれぐれも番号等を間違えないように注意してください。

このリーフレットは、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人に適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



R100



この冊子は環境に配慮して、植物油配合率100%の再生紙及び植物油インキを使用しています。

禁無断転載 ©東京法規出版
M19

(5)

平成24年10月1日

社団法人安佐医師会
会長 伊藤 仁 様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局障害福祉部障害福祉課)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた
対応について（依頼）

本市の障害福祉行政の推進につきまして、平素から格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼
申し上げます。

御承知のとおり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23
年法律第79号）が平成24年10月1日から施行されることとなりました。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会
参加にとって障害者の虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、障害者虐待の防止、
養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益擁護に資することを目的
としています。

この法律では、医療機関等、障害者の福祉に職務上関係のある者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第6条）。

また、医療機関の管理者に対し、医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等のための措
置の実施が義務付けられています（第31条）。

つきましては、貴会の会員に対し、法律施行について周知していただくようお願いいたします。
あわせて、広く市民、関係者に周知するため、別添のとおり作成した啓発リーフレット「障害者
を虐待から守りましょう！」（別添参照）を送付いたしますので、貴会の会員への周知など広報・
啓発等の取組に御活用ください。

なお、これまで、児童虐待や高齢者虐待を発見した場合には、それぞれの窓口に通報される
など御対応いただいているところですが、今後、これらに加え、障害者虐待を発見した場合には、
新たに設けた「広島市障害者虐待通報ダイヤル」（啓発リーフレット掲載）まで通報されるなど適
切な対応をお願いいたします。

（参考）

- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（裏面参照）

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課
担当：木戸
〒730-8586
広島市中区国泰寺町1-6-34
TEL：082-504-2147 FAX：082-504-2256

(6)

【抜粋】障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。